

令和5年11月18日(土)
世田谷区若年性認知症講演会



世田谷区における 若年性認知症の方が利用できる 制度や支援

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター
精神保健福祉士
荒川 珠世

どこで情報が手に入るの？

- 各地区のあんしんすこやかセンター
- 各総合支所保健福祉課
- 認知症在宅生活サポートセンター
- 介護予防・地域支援課
- 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

ホームページ



にんさぽだより最新号(15号)でも
若年性認知症についての特集記事
を掲載しています！

若年性認知症の方へ

ご本人とご家族のための制度とサービスの紹介



65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。
ご本人やご家族、地域や職場の方々に知っていただくとともに
必要なサービスや支援をご利用いただけるよう
このパンフレットを作成しました。

世田谷区



若年性認知症支援コーディネーター

東京都が設置した、若年性認知症の方に特化したワンストップの相談窓口です。本人や家族だけではなく、企業の方も相談できます。利用できる制度・サービスの紹介や手続き支援、就労継続などに関わる関係機関との連携を図ったり、社内で若年性認知症の理解を深める研修を行うこともできます。相談は無料です。

相談・支援関係機関一覧

名称	電話番号	所在地
東京都若年性認知症総合支援センター [運営委託法人] 特定非営利活動法人 いきいき福祉ネットワークセンター	☎ 03-3713-8205 (平日 午前9時～午後5時)	目黒区碑文谷5-12-1 TS 碑文谷ビル3階
東京都多摩若年性認知症総合支援センター [運営委託法人] 社会福祉法人マザアス	☎ 042-843-2198 (平日 午前9時～午後5時)	日野市多摩平2-2-4 ニコール豊田ビル4階
特定非営利活動法人 若年認知症サポートセンター	☎ 03-5919-4186 (月・水・金 午前10時～午後5時)	新宿区新宿1-9-4 中公ビル 御苑グリーンハイツ 605
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立松沢病院 認知症疾患医療センター	☎ 03-3303-7211 (平日 午前9時～午後5時)	上北沢2-1-1

認知症があっても働き続けたり、子育てしたりできる環境づくりのサポートをしてくれます

若年性認知症コールセンター (電話相談・通話料無料)

☎ 0800-100-2707

メールでの相談はこちら▼

月火・木金土曜 午前10時～午後3時
水曜のみ 午前10時～午後7時 (年末年始・祝日除く)



しっかり
申請!

ご利用いただける制度

医療・障害者手帳・年金

発症

治療の開始(初診日)

6ヶ月

1年6ヶ月

継続した治療開始

自立支援(精神通院)医療の給付

申請 通院による**継続した治療が必要**になったとき

概要 精神疾患(認知症も含む)のため、通院による治療を受ける場合、**通院医療費(薬代なども含む)の負担が軽減**されます。

その他 自己負担額は原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯の所得などに応じて**月額自己負担上限額**が設定される場合があります。給付の有効期間は1年間で、更新には手続きが必要です。

精神障害者保健福祉手帳の申請

申請 **初診日から6ヶ月経過**した日から

概要 障害の状態を1～3級の等級で証明します。税金の優遇措置として「**所得税・住民税の障害者控除**」「**非課税貯金**」、又「**都営住宅の優先入居**」「**生活福祉資金貸付制度**」など、手帳を取得することで受けられるサービスがあります。

その他 手帳の有効期間は2年間で、更新には手続きが必要です。

障害年金の申請

申請 **初診日から1年6ヶ月経過**した日以降(疾病により例外あり)

概要 一定の障害がある方に、障害の程度に応じて年金を支払うもの。

その他 障害年金の1、2級を受けている方は届け出ることにより**国民年金保険料が免除**されます。

申請には一定の納付要件や年齢要件がありますので、右記の相談・請求窓口へご相談ください。

精神障害者保健福祉手帳の申請

申請 初診日から6ヶ月経過した日から

概要 障害の状態を1～3級の等級で証明します。税金の優遇措置として「所得税・住民税の障害者控除」「非課税貯金」、又「都営住宅の優先入居」「生活福祉資金貸付制度」など、手帳を取得することで受けられるサービスがあります。

その他 手帳の有効期間は2年間で、更新には手続きが必要です。

手帳取得のメリット

- 企業での雇用形態を障害者雇用に切り替えて勤務を継続できる
- 税制の優遇措置
- 公共交通料金、施設の利用料の割引等

障害年金の申請

申請 初診日から1年6ヶ月経過した日以降（疾病により例外あり）

概要 一定の障害がある方に、障害の程度に応じて年金を支払うもの。

その他 障害年金の1、2級を受けている方は届け出ることにより国民年金保険料が免除されます。

申請には一定の納付要件や年齢要件がありますので、右記の相談・請求窓口へご相談ください。

障害年金申請の際の注意点

- 初診日の確認
- 働きながらも、状況に応じて申請することができます
- 特例該当する場合、老齢年金と併給できる可能性もあります（年金事務所に問い合わせが必要です）

就業中の方

▶ 傷病手当金

申請・・・ 休職4日目から
最長1年6ヶ月間

就業されている場合は、**傷病手当金の給付**を受けられることがあります。※国民健康保険の被保険者は対象外

退職まで1日も出勤していないなど、一定の条件に該当すれば、支給期間中に退職しても、引き続き傷病手当金を受給することができます。

問合せ	加入している保険者 (全国健康保険協会または健康保険組合など)
-----	------------------------------------

退職された方

▶ 雇用保険の手続き

退職された際、労働する能力と意思がある場合は、雇用保険の手続きをすることで、**失業手当**を受けられる可能性があります。

問合せ	ハローワーク渋谷 ☎ 03-3476-8609
-----	----------------------------

- 医療費控除

1年間(1月から12月まで)に負担した医療費の総額が一定額を超えている場合には、確定申告を行うと税金が還付される場合があります。

問合せ	お住まいの地域を管轄している税務署または課税課住所地担当係
-----	-------------------------------

- 高額療養費

医療機関や薬局で支払う自己負担額が1カ月単位で一定額を超えた場合には、その超えた金額を支給する制度です。

※事前に「限度額適用認定証」を入手し、窓口に出せば、自己負担限度額を超えた分を支払う必要はありません。

問合せ	加入している健康保険組合、協会けんぽ、または国保・年金課 保険給付係
-----	------------------------------------

▶ **住宅ローン・生命保険に関する手続き**

住宅等のローンを利用している場合や、生命保険に加入している場合は、認知症によって**ローンの免除**や**高度障害保険金**を受けることができます。

問合せ	各金融機関、各保険会社
-----	-------------

● **子どもの学費**

世帯の経済状況により、子どもの就学に関する費用の支援が必要な場合は、各種奨学金、東京都による支援、また学校でも奨学金や学費免除を受けられる場合があります。

問合せ	通学中の学校、東京都教育委員会ホームページ(奨学金リンク集)、日本学生支援機構ホームページ、その他各種奨学金
-----	--